

負債の相続と企業再生

— 債務超過法人の保証債務の相続に関する考察 —

川 村 忠 隆

日本は相続の包括承継主義を採用しており、民法896条は相続の一般的効力として「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」旨が定められています。そして、この「被相続人の財産」範囲には、不動産や金銭などの積極的財産だけでなく、負債などの消極的財産が含まれます。

消極的財産の相続に関して、民法は922条に限定承認、938条に相続放棄という定めは置くものの、その他に関しては基本的に定めを置いていません。相続の条文の背景に、消極財産の相続は基本的に債務者と相続人間における関係において解決されるべきという原則的な考え方が存在するからです。立法者が相続人と債権者の利益を考量した結果、相続人間の取り決めによって、債権者が一方的に影響を受ける事がないように、取引の安全（法的安定性）を重視しているためです。こうした考え方は端的に東京高裁昭和37年4月13日決定などから読み取る事ができます。

判例法理が示す消極財産の相続の基本原則とは、先の判例が示すように金銭債務などの可分債務であれば、遺産分割協議や審判を経る事なく、相続開始と同時に共同相続人にその相続分に応じて当然分割承継されるというものです。このように、実質的に法は消極財産の相続に関して幾つかの例外手続きと、一般原則を示すのみである以上、消極財産の分割相続は債権者との交渉次第であり、その多くは債権者に委ねられていると言っても過言ではありません。少なくとも原則以外の消極財産の分割について、承認を行うか行わ

ないかは債権者次第であり、手続きの主導権に関しても債権者が有しているのです。

さて、積極財産の相続に対して、消極財産の相続が語られる事が少ない理由には、こうした判例法理を含め、明示のルールが存在せず個別性が高いという点が大きく影響しています。本稿では、このような背景に基づき、主要な消極相続財産である「法人金融負債の保証債務」「個人の有担保金融機関債務」の相続について、特に債務超過のケースにおける資産承継の在り方について、債権者が有する非明示の商慣習の影響を出来る限り明らかにしつつ、考察を行います。

1. 我が国の消極財産

総務省の実施する『貯蓄動向調査（2013年平均）』によると2人以上の世帯で50万円以上の負債を有する家計の比率は34.5%と比較的少ない割合であり、また全世帯平均で見ると、負債の89.8%が住宅・土地のための負債である事が判明しています。住宅・土地取得資金の負債は、いわゆる住宅ローンに該当し、住宅ローンは原則として団体信用生命保険の付保がなされているため、基本的には相続の対象になりません。そして、相続の対象となる恐れのある、家計の住宅・土地取得資金を除く負債は、2人以上の全世帯の平均で見ると96万円しかありません。職業別の統計を見ると、住宅取得資金以外の負債残高は勤労者世帯の64万円に対し、勤労者以外の世帯が174万円と高く、特に個人営業者が平均272万円、その中でも個人経営者が848万円と突出して高い値を示しており、これは我が国の住宅ローンを除く負債の多くが事業性負債である事を示しています。

一方で東京商工リサーチが実施する2015年「地方公共団体・中小企業等貸出金残高」調査によると、2014年3月期の銀行112行の中小企業等向け貸出金残高は278兆3,274億円存在しており、これに経済産業省が発表している2012年の最終調査時点の中小企業・小規模事業者の数385万者を踏まえると、

1社あたりの借入金は7千万円を超える規模となります。中小企業融資等貸出金は、中小企業もしくは自営業者の貸出となり、その内法人に対する負債は相続の対象ではないものの、金融機関の法人融資が、法人と身分上の一体性を成す代表者等の保証を原則としている事から、その保証債務は相続の対象となる点に注意が必要です。

これらの統計を見る限り、消極財産の相続の問題において、事業性融資がより大きな比重を占めるという事は、同時に事業性融資の主な貸し手である銀行などの金融機関の商慣習が、消極財産の相続を規定する大きな要因となっている事が推認されます。

2. 消極財産の相続の商慣習

商慣習上、金融機関債務の相続に関しての基本原則を簡潔に述べるとするならば「債務の資金用途により受益したものが債務を負担すべきである」という受益者負担原則です。これは、融資五原則のうち「安全性の原則」から発展的に導かれるもので、第一に債務者の返済意思の観点から、資産の受益者がその資産に対応した債務の承継する事が望ましいという考え方がなされるためです。この原則は比較的客観的な明白性があるため、債務者と債権者の認識の相違が生じる事は原則ないものといえます。基本的には、貸出金の資金用途に対応した資産の承継人が免責的債務引受を行う事になります。

しかし、債務者の信用状態が悪化している際はこの原則に加え、金融機関の営業職員及び審査担当職員は、民法400条に基づき善良な管理者としての注意義務（善管注意義務）に基づき、貸出金資産の保全状態の維持又は強化を行う必要が生じます。金融機関職員にとって、善管注意義務に基づく保全の維持又は強化は極めて強い動機であり、信用状態が悪化した際はより優先して検討される事となります。

ここで問題となるのは、金融機関は必ずしも担保権の登記や、（連帯）保証契約など、客観的明白な契約のみをもって保全と考えるわけではないとい

う点です。例えば、融資実行時に担保外の不動産や預金に対して事実上の保全原資である財産と見なし、融資を行うという事があります。事実上の保全原資は当該融資の担保財産ではない債務者の財産はもちろんの事、債務者と事実上同一性がある保証人（法人の代表者）や、関連会社等の別名義の財産まで含まれるケースがある上、また保全原資という概念そのものが金融機関内部の事情であり、原則利用者に明かされる事はないため、債務者との認識の相違を生じやすい点であると言えます。

なお、融資実務において、資金使途と明示された保全原資（担保不動産等）及び非明示の保全原資（保証人の個人資産）は、必ずしも一致しません。実際に平成26年1月版の金融検査マニュアル（中小企業編）3-4Pにも、金融機関は保有する債権を評価する上で、法人・個人を一体とした実態とみなす事が出来る旨が記載されており、このような実務はしばしば行われる事でもあります。例えば、保証人である代表者の個人の所有する財産を事実上の保全原資とした、債務超過法人への無担保融資などが、資金使途と事実上の保全原資に対応関係が存在ケースの最もよくある例となります。しかし、そのようなケースでも基本的に、債務者側としては法人の事業価値に対する融資であるという認識が一般的であり、ここに債権者と債務者の認識の相違が発生する事になります。

そして、このような認識の相違がある中で、融資の資金使途と対応関係にある資産の承継人（事実上の保全原資の相続人ではない）が、単独でその債務の免責的債務引受を申し込んだ場合、債権者は保全の観点から拒否する事があり得ると言えます。

3. 消極財産の相続の分類

前項で述べたように消極財産の相続は、相続財産の構成内容によって、債権者金融機関の行動原理が異なる事から、大きく性質を異にします。そこで、以下のような分類を行い、それぞれの場合に分けて検討を行います。

①積極財産多・資産超過

消極財産の相続で特に問題となる事はなく、基本的には積極財産の承継人が債務引き受けを行うという事になると考えられます。より問題となるのは、積極財産の相続に伴う相続税及び、相続人間の権利の調整であり、一般的な積極財産の相続対策が必要となるケースであると言えます。

②積極財産小・資産超過

積極財産も消極財産も少ないため、基本的に相続対策の重要性は低いケースであると言えます。相続人の遺留分を侵害しない遺言が存在するか、相続人間の協議が整うようならば、特段大きな問題は生じないと言えます。逆に、少額の遺産で相続人が争う事のないよう、生前から遺留分に配慮しつつ遺言・生前贈与を行う、生命保険を活用するなどの方法を講じる事が重要となります。

③積極財産多・債務超過

民法の立法者の視点に立つならば、このようなケースでは包括承継に経済合理性がないため、限定承認あるいは、相続放棄という救済措置を用いるべきであるという結論となります。しかし、「包括承継に経済合理性がない」という点をもっともものですが、限定承認手続きには非常に大きな問題点を有しています。限定承認を行う際は「熟慮期間内（原則3か月）に相続人全員が申し立てを行う事（民法923条）」という制限があり、かつ相続人の事務負担が高く、また「承継資産の時価と取得価格の差によってはみなし譲渡所得税が発生する可能性がある（所得税法59条1項）」という点です。（みなし譲渡所得税が相続債務に含まれることについては平成11年11月26日国税不服審判所裁決（裁決事例集第58集97頁）を参照。

また、限定承認を行ったとしても、「前3条の規定に従って弁済（※ここでいう弁済には相続債務の返済と相続人への分配の両方を含む）をするにつき相続財産を売却する必要があるときは、限定承認者は、これを競売に付さ

なければならない。(民法932条)」という事を原則としています。但し書き以下に「家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従い相続財産の全部又は一部の価額を弁済して、その競売を止めることができる。」とあるとはいえ、相続人に財産がなければ、既に請求権が発生している債権者に対する弁済のための競売を阻止出来ない事になります。以上を纏めると、限定承認は次のようなケースでしか有効に機能しないと云えます。

相続債務の請求権が発生しているケース

a 以下の条件を満たす

- 相続人間で限定承認の意思統一がある
- みなし譲渡所得を相続債務に含めた経済合理性を判断している事

b 以下のいずれかを満たす

- 特定の相続財産の承継を希望しておらず、経済価値のみを期待している
(=不動産等の相続財産が競売にかかっても全く問題ない)
- 特定の相続財産の承継を希望しており、被相続人に十分な資産がある

相続債務の請求権が発生していないケース

(※相続債務が未履行の保証債務であり事前求償権が発生していない場合、被相続人に対する株主代表訴訟等の判決未確定の訴訟が提起されている場合等)

a 以下の条件を満たす

- 相続人間で限定承認の意思統一がある
- みなし譲渡所得を相続債務に含めた経済合理性を判断している事

b 以下のいずれかを満たす

- 特定の相続財産の承継を希望しておらず、経済価値のみを期待している
- 特定の相続財産の承継を希望しており、相続人間の分割のために特定の目的資産を競売にかける必要がないか、被相続人に競売を阻止するための十分な財産がある

なお、一見相続債務の請求権が発生していないケースにおいて、限定承認は非常に有効な制度のように思われます。しかし、相続債務が「被相続人が全部の株式を承継する会社の債務保証」である場合、実質的に限定承認が相続人にとって不利益となるケースも想定されます。被相続人が限定承認制度を利用し、債務の一部を承継しない意思表示を行う事が、債権者の新規与信に対して不利益に働くからです。商慣習上、金融機関の事業性融資は融資五原則のうち「流動性の原則」に従い、反復継続的に信用を供与する事が原則とされています。例外は存在するものの、限定承認を行う事によって、限定承認によって不利益を受けた金融機関から信用供与が停止（あるいは縮小）する可能性は考慮しておくべきと言えます。以上が限定承認手続きの利用に関する考察ですが、こうした観点からも限定承認は非常に問題が多いと言えます。

なお、限定承認も単純承認もせず、つまり被相続人が相続放棄を行う場合でも、相続人が特定資産の承継を行う方法が存在します。これを端的に述べるならば、相続による包括承継ではなく、相続資産管理人を相手方とする売買（任意売却）による特定承継という方法です。相続人が全員相続放棄を行う等により、相続人が存在しないか、又は行方不明等により存在が明らかでない場合、相続債権者等の利害関係者は裁判所に相続財産管理人の選任を申し立てる事が出来ます。相続財産管理人が選任された場合、相続財産は相続財団という、法人ではありませんが、一種の法人のようなものを形成します。債務者が死亡し、債務者に相続人が存在しない際、金融機関はこの相続財団を相手方（法律行為の相手方は相続財産管理人となります）として、担保不動産競売や差押えによる回収を行う事になります。相続財産の清算は、基本的には競売による処分が原則ではありますが、債権者と相続財産管理人が同意してくれるならば任意売却をする事は全く差支えありません。相続財産管理人の役割は、相続財産の清算を円滑に行い、その余剰を国庫に納入する事にありますので、適正な価格ならば任意売却は歓迎すべき事となります。債権者にとっても、競売より高く処分できるならば、歓迎すべき事となります。

実務では非常に稀な例ではありますが、例えば、相続財産の債務超過が明らかであり、請求権が現に発生している際に、相続放棄を行った被相続人の子息が住宅ローンを原資とし、被相続人の住宅を購入するというケースも稀に存在します。なお、こうしたケースは、相続人と不動産購入者に身分上の一体性があると考え、不動産購入資金の融資（先の例では住宅ローン）は一種のバックファイナンスとなるため、金融機関としては融資五原則のうち、健全性の原則を逸脱するという懸念を抱く事になります。この懸念を払しょくする事が困難なため、ファイナンスの難易度は非常に高いものとなりますが、限定承認との考量により、こうした方法で資産承継を行う事もあります。

④極財産小・債務超過

財産の承継を行う必要がない場合、相続放棄を行う事となります。財産的価値がない物や仏壇や位牌等の祭祀に関するものであれば、推定相続人が相続放棄を行った場合でも、承継する事が可能であるため、こうした動産等の承継に関しては何ら対策を要しません。また、遺産が少額である場合、債権者が相続財産管理人の選任申立を行う経済合理性がないため、相続財産は事実上相続放棄を行った元相続人が継続して管理を行う義務が存在するため、相続放棄を行っても事実上の支配が継続出来るケースもあります。

なお、相続財産に財産的価値があり、債権者が相続財産から回収を図る俄然性が高く、かつ推定相続人が承継を希望する財産がある場合、③に準じる事となります。

4. 消極財産を含めた相続対策

消極財産が上回る状況下での相続対策とは、被相続人が希望する財産とそれに見合った消極財産を承継し、積極財産を上回る消極財産の承継は行わないという事にあります。言い換えるならば、被相続人が生前に任意整理を行

う事で、被相続人・推定相続人に望ましい形で相続の清算主義を擬制する事にあります。注意すべきは、任意整理の一般的注意事項として、民法の一般原則である、債権者平等原則・信義則に照らし合わせて行う事が必要だという事です。任意整理という行為自体が一種の偏波弁済にあたる行為であるため、任意整理によって権利が損なわれる可能性のある債権者の同意が必要である事は言うまでもありません。また、会社分割などの組織法上の行為で、債権者の同意を得る必要がない取引であっても、状況によっては詐害行為性が認定される可能性があります（新設分割に詐害行為性を認めた最高裁判所平成24年10月12日判例等）。特にコンサルタント等、当事者から依頼を受けた立場であっても、依頼者の利益は「法定の制度では図る事の出来ない権利の調整を行う事」と認識し、決して依頼者が不当に債務を免れ、価値の流出を招いたり、債権の侵害を行う事を助長してはなりません。

債務超過・非上場法人の株式

債務超過・非上場法人の株式の承継にあたっては、推定相続人が相続で包括承継を行った場合、財産的価値のない純資産0円未満の会社株式を代表者保証ごと承継してしまう事になるため、過重な負担となるため、良い承継方法とは言えません。そこで、実務では以下のいずれかの方法を用い、代表者保証を承継する事無く営業資産とそれに見合った負債を承継する事がなされます。

①会社分割スキーム

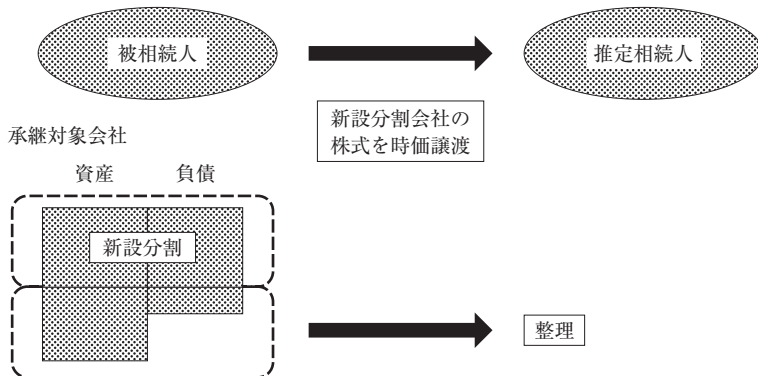
承継の対象となる法人を、承継の対象とする部分と、承継の対象としない部分に分割し、承継の対象とする部分の株式を推定相続人に申請売買で権利移転する方法です。分割の方法は新設・人的分割とし、承継対象となる会社を新設分割会社とし、分割対価は新設分割会社の株式を株主に割り当てる方法で行います。この方法で会社分割を行うと、法文上は債権者に告知する事無く会社分割を行う事が出来ませんが、実務上は詐害行為性を排除するため、

新会社に債務が承継されない債権者に対しては同意を得る事が基本となっています。また、承継対象となる新設分割会社の純資産を多くすれば、それに比例して売買額が高騰し、買受人の負担が重くなる点に注意が必要です。新設分割会社の純資産は極めて少額とし、譲渡対価を抑える事が一般的です。

会社分割を行うにあたって、非適格分割時のみなし譲渡益課税や、承継対象外となった法人の清算に伴う代表者の保証債務の処理等への配慮が必要となります。なお、保証債務の処理の方法としては、単純に自己破産を行うケースもありますが、金融機関・信用保証協会から委託を受けた債権回収会社へ毎月少額の分割弁済を行う事で合意を図るケースや、又は金融機関が債権回収会社へ債権を真正譲渡している場合は、親族等が債権額の1～3割程度（無担保の場合）で買い取って解決を図るケースがよく見られます。

なお、近時では2013年12月に公表された「経営者保証ガイドライン」に沿った保証債務の処理が行われる事が多い。本ガイドラインは、法的拘束力こそないものの、本ガイドラインには全国銀行協会も関与しており、金融庁も取引慣行として定着させるべく指導を行っているため、金融機関も無視はできない存在となっています。

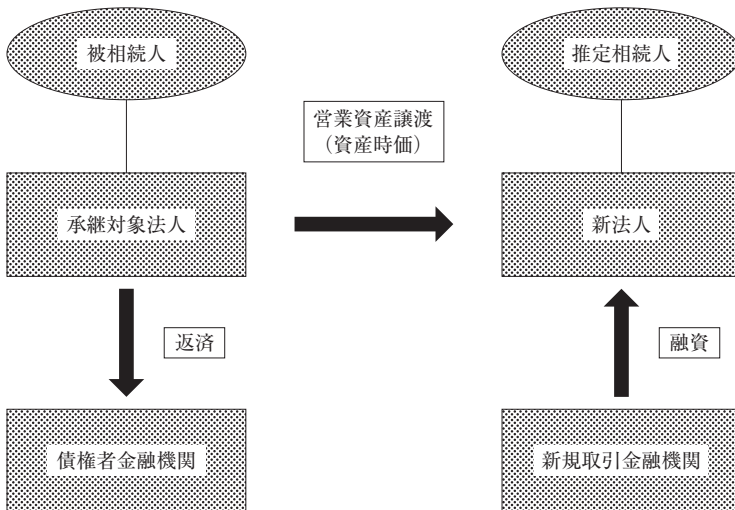
スキーム図



②営業譲渡スキーム

推定相続人が新設した法人に、承継対象の法人の営業用資産と営業権を真正売買で移転する事で承継を図る方法です。ただし、この方法は推定相続人が新たに設立した法人に営業実績がないため、営業用資産を取得する資金の調達が困難な方法ですが、金融機関調整の面では、会社分割よりも売買価格に客観性があるため合意が得やすい点と、手続き的な簡便性がメリットとなりますが、会社分割と違って新会社に契約上の地位が承継されないため、規模や業態によっては契約更改に伴う手続き的なコストが高くなってしまう可能性があります。新会社への資産譲渡時に承継元の法人に譲渡益が発生する可能性が事、承継対象外となった法人の清算に伴う代表者の保証債務の処理等への配慮が必要となる点は同様です。

スキーム図



個人所有の不動産

承継対象の不動産が被担保不動産の場合、債権者と合意した抹消対価で、

真正売買で推定相続人等に承継し、売買代金を抹消対価に充当する事が必要です。なお、被相続人・推定相続人間の売買になるため、売買代金を金融機関融資で調達する事は、親族間売買かつ、バックファイナンスの性質を有する事になるため、不可能ではありませんが極めて困難となります。基本的には推定相続人の資産又は親族から調達した資金を直接売買代金・抹消対価に充当する事になります。

なお、抹消対価を支払って余剰が発生した場合、債権者の請求権が顕在化し、支払いが困難な状態であるならば、債権者への返済に充当する事が必要です。債権者への返済割合に関しては、各債権者と個別に協議を行う事となります。

担保外不動産の場合、真正売買で権利移転を行う所までは同じで、被相続人が受け取った売買代金に関しては、被担保不動産の余剰の処理と同様です。

動産・預金

被相続人が使用する予定のない現金・預金に関しては、一時払い型の死亡保険に加入する事により、たとえ推定相続人が相続放棄をしたとしても、財産を承継する事が出来ます。保険金は受取人の固有財産となるため、相続財産に含まれないためです。ただし、被相続人が既に債務の返済が困難になっているところ、債権者を害する意図をもって生命保険に加入した場合、詐害行為取消権の対象となる可能性があるため、その点に注意しなければなりません。

動産に関しては、財産的価値がない物や仏壇や位牌等の祭祀に関するものであれば、推定相続人が相続放棄を行った場合でも、承継する事が可能であるため、被相続人が生前に何らかの対策を行う必要はないと言えます。財産的価値の極めて高い動産に関しては、真正売買で権利を移転した上で、債権者の請求権が発生しており、支払いが困難な状態であるならば、債権者と協議の上、売買代金を債権者への返済に充当する事が必要と考えられます。

5. むすび

冒頭にも述べたように、積極財産の相続においては、比較的詳細な規定が置かれた上、当事者が意図した相続を実現するための遺言などの方式が法定されており、また調停などの当事者間の権利調整を円滑にする制度まで存在するものの、消極財産の相続においては、限定的な規定しか置かれておらず、権利の調整を行う法制度は極めて不十分であると言えます。相続債権者との権利調整を相続人に原則すべて委ねるという事は、条理の上ではもっともな面はあるものの、実態として極めて過酷な負担を強いられ、また相続債務の調整は困難を極める結果、当事者の意図した相続が出来ないという結果を招きかねないと言えます。積極財産の相続も含めて相続一般に言えることではありますが、こと消極財産が介在する相続に関しては、より一層生前の資産承継対策が重要であると言えます。

参考文献

- 引地 修一（2011）『銀行格付けアップ術』TAC 株式会社。
一般社団法人全国銀行協会金融調査部編（2013）『図説 我が国の銀行』財経詳報社。
細田 恵子（2014）『はじめての銀行業務』株式会社ビジネス教育出版社。
塩見 哲・ダンコンサルティング株式会社編（2013）『フローチャートで考える不動産の相続対策』新日本法規出版株式会社。
江口 輝（2013）『FP ドクター EGUCHI が教える中小企業の事業承継実務 AtoZ』株式会社きんざい。
山下 章太（2013）『金融マンのための不動産ファイナンス講座』株式会社中央経済社。
中村 中（2014）『バンクミーティング』株式会社TKC 出版。
アンダーソン毛利友常法律事務所・金融判例研究会（2013）『精選 金融判例解説—金融実務の視点から』日本加除出版株式会社。
百武 健一（2014）『中小企業のための融資判断の手引き』株式会社きんざい。
財務相総合政策研究所（2013）『日本の国際競争力』中央経済社。
浜田 陽二（2014）『バーゼルⅢ流動性規制が変えるリスク管理』一般社団法人金融財政事情研究会。